

# 私立高等学校等就学支援金制度と高校生等奨学給付金、 県の減免制度について

## 高等学校等就学支援金制度

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担軽減を図る。

- ◆対象となる学校は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)等です。
- ◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円(市町村民税所得割額 304,200円)以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。
- ◆私立高校等に通う生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5~2.5倍した額を上限として支給する。

世帯収入の区分 (※あくまで目安)	① 私立高等学校等就学支援金等助成			② 私立高校経常費助成 (授業料減免費配分 による授業料減免)	①+② 助成総額(注2)
	市町村民税所得割額 (H30.6.30まで)	道府県民税・市町村民税 所得割の合算額(H30.7.1~)	支給限度額		
年収910万円以上	304,200円以上	507,000円以上	0円	0円	0円
年収590万円以上~910万円未満程度	154,500円以上 304,200円未満	257,500円以上 507,000円未満	9,900円	0円	9,900円
年収350万円以上~590万円未満程度	51,300円以上 154,500円未満	85,500円以上 257,500円未満	14,850円	0円	14,850円
年収350万円以上の見扶手等受給世帯(注1)			14,850円		
年収250万円以上~350万円未満程度	51,300円以上 154,500円未満	85,500円以上 257,500円未満	19,800円	18,000円	37,800円
年収250万円未満程度	0円(非課税)	0円(非課税)	24,750円		

(注1)児童扶養手当や市町の就学援助等を受けている世帯

(注2)授業料(月額)の額が助成総額の額に達しない場合は、授業料(月額)の額を限度とする

## 私立高校生等奨学給付金

全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育費(学用品等)負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯の生徒に対して給付金を支給する。

- ◆生活保護受給世帯  
私立の高等学校等に在学する者(全日制等・通信制) **52,600円**(年額)
- ◆非課税世帯で、扶養されている高校生等がいる世帯  
私立の高等学校等に在学する者 **89,000円**(年額)  
(通信制に在学する者は、38,100円(年額))
- ◆非課税世帯で、2人目以降の通信制外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15才(中学生を除く。)以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯  
私立の高等学校等に在学する者 **138,000円**(年額)  
(通信制に在学する者は、38,100円(年額))

## 授業料減免制度

さらに、静岡県では、国の支援金を受給してもなお経済的理由により修学が困難な私立高等学校生について、授業料の減免を行う制度が設けられ、保護者の年間所得が少ない家庭には、最大で年額21万6,000円が支給されています。

# 私立小・中学校等修学支援実証事業費補助金について

## 私立小・中学校に児童・生徒が通う世帯に補助

私立小・中学校に通う児童生徒への経済的支援として、授業料等の負担の軽減を図ります。その際、私立学校を選択している理由などについて調査に協力していただきます。

この補助金は平成29年度からスタートしていますが、文部科学省において補助制度の見直しを行っているため、平成30年度は今年6月頃に各私立学校を通じて詳しくお知らせ致します。